

## バリューリース 契約約款の一部改定について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、2021年1月1日よりお申込みいただくバリューリースにつきまして、契約約款の一部を改定させていただきます。現在および改定後の契約約款につきましては、弊社ホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

該当条項	改定前	改定後
第15条第1項	甲は、リース期間の満了に際し、乙が別途提示する条件において、次の各号のいずれかを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。 (1) 本契約を終了し、物件を取替え新たなバリューリース契約を締結（以下「取替」という。）する。 (2) 本契約を第5項の条件により1年間更新（以下「再リース」という。）する。 (3) 本契約を終了し、物件を乙より買取る（以下「買取」という。） (4) 本契約を終了し、物件を第16条に基づき乙に返還する（以下「返還」という。）。	甲は、リース期間の満了に際し、乙が別途提示する条件において、次の各号のいずれかを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。 (1) 本契約を第5項の条件により1年間更新（以下「再リース」という）する。 (2) 本契約を終了し、物件を乙より買取る（以下「買取」という）。 (3) 本契約を終了し、物件を第16条に基づき乙に返還する（以下「返還」という。）。
第15条第3項	甲は、取替え、再リース、買取りまたは返還のいずれかを選択し、リース期間満了の1ヶ月前までに乙に対して書面でその旨を通知するものとします。	甲は、再リース、買取りまたは返還のいずれかを選択し、リース期間満了の1ヶ月前までに乙に対して書面でその旨を通知するものとします。
第15条第5項	(5) 再リース期間の満了に際して、契約者は、リース契約の更新、取替え、買取りまたは返還のいずれかを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。また、再リースの契約の更新は2回（または3回）を上限とします。	(5) 再リース期間の満了に際して、契約者は、リース契約の更新、買取りまたは返還のいずれかを選択することができます。ただし、乙が甲の選択と異なる意思表示をした場合はこの限りではありません。また、再リースの契約の更新は2回（または3回）を上限とします。
第15条第6項	甲は、第1項各号に規定する取替え、再リースまたは返還を選択した場合で、乙の定める期間までに手続きを履行しない場合、乙は、甲が買取りを選択したときの手続きを行うことができ、甲は、この手続きに対して異議を述べません。	甲は、第1項各号に規定する再リースまたは返還を選択した場合で、乙の定める期間までに手続きを履行しない場合、または、再リース契約の更新回数の上限が到来しリース期間が満了した場合において、乙が定める期間までに甲から買取り、返還の意思表示が乙にない場合、乙は、甲が買取りを選択したときの手続きを行うことができ、甲は、この手続きに対して異議を述べません。